



2024年9月12日

各 位

会 社 名 株式会社ツクルバ
代表者名 代表取締役 CEO 村上 浩輝
(コード：2978 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 門間 賢都
(TEL：03-4400-2946)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年10月28日開催予定の第13期定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に備えることに加え、当社事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。
- ② 当社は、予期しない感染症や自然災害等の大規模災害発生時のリスクの低減、社会のデジタル化の推進等を念頭に、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条第2項を変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年10月28日（予定）
定款変更の効力発生日	2024年10月28日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更分を示します。)

現行定款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第2条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第2条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略) (新設) 23 上記各号に付帯する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (省略) 23 銀行代理業 24 <u>建築工事及び土木工事の設計、施工、監理、請負</u> 25 <u>建築資材の販売、輸入</u> 26 上記各号に付帯する一切の事業
第3条～第11条の10 (条文省略)	第3条～第11条の10 (現行どおり)
第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 <u>2 当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u> と取締役会が決定したときには、 <u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>	第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 <u>2 株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>